

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Benyamin Neuberger, National Self-Determination in Postcolonial Africa

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1987-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2154

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



ベンジャミン・ニューバーガー『非植民地化後のアフリカにおける民族自決』

家 正 治

ここに紹介する書物は、Benyamin Neuberger, *National Self-Determination in Postcolonial Africa*, Lynne Rienner Publishers, Inc. (USA), 1986, X+150 pp. である。民族自決権は現代国際法を特徴づける最も大きなものの一つであるが、本書は民族自決権を最も論議を呼ぶと考えられるアフリカという地域に焦点をあて、しかも非植民地化後という注目される時代の諸問題をとり上げながら、民族自決の具体的内容を分析したものである。本書には、著者の経歴や研究業績等に関してなら記されていないが、著者のペンシルバニア大学でのサバチカル休暇の間に本書は書かれたものであると述べられている。

本書の構成は、以下のようになっている。

はじめに

第1章 学問上の起源

第2章 民主的決定か民族的決定か

第3章 “Self” とは何か

第4章 自決の目標と手段

第5章 分離権

第6章 “Colonial” とは何であるか

第7章 生存可能性、細分化および変更不可能性

第8章 対立する原則

第9章 二重基準の問題

第10章 要約と結論

なお、巻末に脚注、参考文献および索引がつけられている。各章を簡単に紹介した後、若干のコメントを付したいと考えている。

まず「はじめに」において、民族自決の原則はフランス革命以後口にされてはいるが、これほど情緒的・感情的に使われている言葉はないとまず述べている。植民地時代および非植民地化後のアフリカでは、民族自決の名の下で戦闘が行なわれている。アフリカにおける民族自決の概念の分析またアフリカでそれがどのように使われているか、あるいは誤用されているかの分析は、独立後のアフリカの理解にとって非常に重要である。そのことは、例えば、カタンガ、ピアフラ、エリトリア、南部スーダンの分離戦争、カメルーンとナイジェリア、モロッコとアルジェリア、ガーナとトーゴ、リビアとチャドの緊張、大ソマリア、大モロッコの併合運動、その他の紛争——カビンダ戦争やマヨットの分離、等の理解に役立つであろう。この書物の基本的なアプローチは、学際的であるということであり、比較政治学と哲学的、歴史的、法的アプローチとを結合させていることである。従来、民族自決の研究は、法学者の手によるものであったが、民族自決の問題は法学者にのみにゆだねておくにはあまりにも大きな(serious)問題であると述べている。

第1章の「学問上の起源」(Intellectual Origins)では、自決権の起源について論じている。自決権の起源は中世後期およびルネッサンス初期にさかのぼり、パドヴァ(Padua)のマルシリウス(Marsilius)が被治者の同意に基づく正統政府についてかたり、またダンテ(Dante)が文化集団の自治について問題にしたとする。16世紀にはフランス王フランツ一世(Franz I)がスペインのシャルル五世(Charles V)への領土の譲渡に反対して「表明される同意」なしに処理されてはならないとした。また、17世紀のグロチウス(Grotius)はすでに抑圧された人民の抵抗権・分離権について述べていた。民族自決の原則は、17世紀・18世紀の革命思想や民主主義思想へ発展された。最終的には、自決の原則は自然権の思想、人権思想、人民主権の思想、社会契約の思想、被治

者の同意による統治の思想や革命権の思想と結びつくこととなる。また自決権を考える場合、ロック(Locke)、ルソー(Rousseau)、ジェファースン(Jefferson)および1688年、1776年、1789年の革命にさかのぼる必要がある。またカント(Kant)の思想にもふれている。ついで、ウイルソン(Wilson)およびレーニン(Lenin)について触れている。ところで、第1次世界大戦後、民族自決の原則(principle)について話されたが、第2次世界大戦後国際条約は民族の自決の権利(right)を規定し、今日ではそれはもはや道徳的な要求や政治的原則ではなくて、国際法上の法的権利として確立している、という。

それではアフリカとの関係においてどうであろうか。アフリカでは、第1次世界大戦後、民族自決の原則が採用された。1919年にパリで開かれた汎アフリカ会議(Pan-African Congress)は「アフリカ人のアフリカ」をスローガンにし、また1920年代初期のエジプトの民族主義者は民族自決の名の下に独立を要求した。しかし、一般に第2次世界大戦まで民族自決の原則は新しいヨーロッパの秩序の発展にとっては重要だが、アフリカ・アジアの植民地には無関係のものとみなされた。しかし、事態は1945年に変化した。1945年のマンチェスターでの第5回汎アフリカ会議は、「自己の運命を支配するすべての人民の権利」を確認し、ブラック・アフリカの「自治と独立」を要求した。第1次世界大戦とは異なり、第2次世界大戦後アフリカでの自決権の適用は、反植民地に関するかぎりもはや特別な問題はない。

ところで、注意すべきことは、民族自決の「複数の原則」(principles)であって、すべての状況に妥当する「1つの原則」(one principle)ではないということである。そして、外的自決(external self-determination)と内的自決(internal self-determination)の区別を説明する。また、この地球上には文化人類学的に、主権または自治のための可能性をもつ資格を有すると考えられるものとして、1,500の民族がいるが、その内主権国家となっているのは150位でその内約15カ国だけが国家(state)と民族(nation)が完全に一致しているにすぎない、と述べている。

また著者は、自決の重要な区別として、「個別的自決」(individual self-determination)と「集団的自決」(collective self-determination)に分け、前者は個人の基本的自由の保護と政治参加の権利にかかわるものであり、後者は集団(groups)と人民の権利に関するものであるとする。また、社会主義者と民族主義者は「経済的自決」(economic self-determination)に言及し、社会主義者は「内的経済的自決」——生産手段の資本主義的所有による搾取からの労働者の解放——についてまた民族主義者は「外的経済的自決」——それには天然の富と資源に対する永久的主権が含まれる——について強調する。さらに「政治的自決」(political self-determination)——主権を獲得すること、また社会経済的変更なしに憲法上の枠組をのみ確立することを目的とする——や「文化的自決」(cultural self-determination)——自己の言葉を学び文化を発展させ同化に抵抗する権利——について触れている。また20世紀の第3世界で区別しておくべき重要なものとして、「反植民地的自決」(anticolonial self-determination)と「分離的自決」(secessionist self-determination)であり、前者はヨーロッパの植民地支配からのアジア・アフリカの解放であり、後者は植民地独立後の国家から分離し他のアジア・アフリカの人民による支配からの解放である。

以上をまとめて著者は、grand self-determination と small self-determination に分類し、前者にはexternal, collective, political, anticolonial および secessionist な自決が、後者には internal, individual, economic, および cultural な自決が入るものとする。そして非植民地化後のアフリカはこれらすべてに関連するとする。例えば、ザイール、ナイジェリア、スーダン、エチオピアでは内的自決権がからみ、また西側の民主主義に賛成か反対かアフリカで問題になるが、そこでは個別的自決と集団的自決がからむこととなる。外的経済自決については、エンクルマ、セクトーレ、ニエレレ等によって主張されたが、内的経済的自決については例えばエチオピアの軍事指導者によって主張されており、外的文化的自決については、例えばアフリ

カ¹の歴史、文化、氏名、衣服、言語への復帰がとねえられる。

第2章の「民主的決定か民族的決定か」(Democratic Determination or National Determinism)も若干詳しく述べておこう。民族自決は national government を意味するのか democratic self-government を意味するのか、または両者の結合であるのか。national government の場合 democratic である必要はないし、democratic government の場合 national である必要はない。自決の democratic な考え方の場合、nation は領土によって画定されるのであって文化人類学的基準に従う必要はなく民族自決は民主的自決と等しいとする。民族自決の民主的概念から、基本的人権の尊重、少数者の保護、すべての個人・集団の平等、自由選挙、統治に参加する権利、を求めることとなる。この自決の民主的概念は、1940年代、50年代に旧フランス植民地の指導者、例えばサンゴール(Senghor)、が主張していた。彼らは独立または「分離主義」は過去の概念であるとし、French Empire の完全な民主化とフランスの政治に完全なパートナーとして参加することに自決を求めた。彼らは現地の自治、法の前の平等、「一人一票」を要求した。しかしこの考えはアフリカでは失敗した。

他方自決を national と考える立場は、民族自決の目標を独立の達成と考える。民族自決は民族の市民が「同類の者」によって支配されるかぎり達成されたと考える。多くの民族主義者は民族自決の原則を民主主義からたち切っている。自決の民主的アプローチと民族的アプローチとの不一致はアフリカで顕著であり、植民地支配からの独立は民族自決の完全な履行として見なされているが、民主的自決の点からは1980年代のアフリカは解放されていない。

第3は、民主主義と外国支配の拒否・独立とを結合する立場である。1941年の大西洋憲章は両面をリンクしていた。アフリカでは、1940年代、50年代の反植民地主義のナショナリズムは national な面と democratic な面が上手く総合しており、例えば1945年マンチェスターでの第5回汎アフリカ会議は

民主的自由とアフリカの独立を要求した。また同時にエンクルマ、ケニヤッタ、ニエレレ等は大西洋憲章をしばしば引用したが、1960年代、70年代までにはアフリカの厳しい現実——経済の後進性、人種紛争等——から民主的側面を指導者にすてさせることとなる。1970年代、80年代には、アフリカでは自決の概念は外的反植民地的自決であり、内的民主的自決ではなくなっている。ただ2つの例外があり、1965—79年のローデシアと南アフリカである。その意味では「反ヨーロッパ的自決」(anti-European self-determination)の用語が妥当する。

第3章の「“Self”とは何か」ではどの self が何をどのように決める資格があるかの問題を考察している。アフリカでの national self はしばしば植民地区画の以前の植民地と定義される。アフリカの指導者は、多くの国では民族文化的な意味での national self ではないことを認めている。植民地区画内での自決は、若干の例外を除いて、国連やアフリカ統一機構で支持されている。このように有力な self は colonial self であるが、自決の要求がなされる他の self は民族文化的な self (ethnocultural self) である。人によっては ethnic group と呼んだり、植民地的用語では「部族」(tribe)と呼ばれている。アフリカでは多くの国が多くの民族文化集団を有しているが、1950年代からは ethnic self-determination の要求は少なくなっている。またしばしば自決を求める他の self は historic self である。非植民地化後のアフリカでは分離主義者や Irredentist の主張は植民地化以前の historic nation に言及するだけでなく現状維持のナショナリストにとってもそれは重要である。またしばしば national self は少なくとも部分的には geographic self によって決められる。海、川、山などの自然的国境は national identity にとって重要である。

さらに self とは何かに関連して、原住民(natives)と外国人入植者(foreign settlers)との区別が問題となる。第3世界の多くはジブラルタルやフォークランドの住民に自決権を認めない。すなわち外国人入植者であるとして認

められないわけである。それではいつ入植者は原住民の一部となるのであろうか。著者は時間が重要であるとするが、しかしcritical dateについては合意がないとする。ジブラルタル人は250年間居住しているが入植者として国連では考えられており、他方フィジーのインド人はより最近入植したが Fiji self の一部として受け入れられている。

第4章は「自決の目標と手段」である。1960年の総会決議1541は、自決の目標として独立、連合および統合について言及している。アフリカでも大抵の植民地は独立を選択したが、すべてがそうであったわけではなく、その例を揚げています。さらに次の問題として、住民の願望を確認する方法として、人民投票によるもの、代表機関 (representative institution) によるもの、解放運動団体が national self の正統な代表として認められる場合、調査委員会の派遣によるもの、請願による場合、支配者 (rulers) による自決、などの方法を取り上げ、ついでこれらを「下からの自決」と「上からの自決」に分類を行なっている。

第5章の「分離権」では、つねに自決の原則は分離権を含むか否か争われていたという。1960年の植民地独立付与宣言は、国の国民的統一と領土保全について言及し、1970年の友好関係宣言も同様である。分離権を含むという「広義の自決」は、国際秩序と安定をそこなうものとして現状を支持する者によって反対されている。他方、分離権を支持する者は、分離権のない民族自決なんて選挙のない民主主義のようなものであると主張する。もっとも分離権の支持者もあらゆる集団に分離権が与えられるものではないことを認めており、通常分離せざるをえない理由 (compelling reasons) がある場合に限定する。著者は、その場合として、物理的生存や民族の文化的自治が脅かされる場合、経済的に排除され永久に剥奪される様な場合を上げている。

ところで多くのアフリカの指導者やアフリカ統一機構の態度は分離に反対である。自決を支持するが分離には反対という場合の論拠づけの一つは、両者の論理的関係を否定するやり方であり、例えば前セネガル首相は分離を自

決原則の否定と考えた。第二のやり方は、「移動的自決」(nomadic self-determination)の採用である。それは人民が自己の居住したい所に移動することによって自己の運命を決めることを意味し、シオニズムは一種の「移動的自決」である。例えばケニアは、「自決権の行使を望むものは、自国から移動することによってその権利を行使される」とし、ケニアのソマリ人にとり自決を行使しうる唯一の方法はソマリアに行くことによってであると説明する。またエチオピアの指導者もオガデンに関して同様な自決を述べている。第三のやり方は、分離の要求は **majority** の名の下に出されたものではないと言うものであり、カタンガの場合がそうであったとする。

しかし、著者はこのやり方はブーメラン効果をもつと指摘する。しかし他方民族自決権は分離権をも意味し、またそれを包含するとの主張がある。例えば、ビアフラ紛争でビアフラの指導者が主張し、またビアフラにタンザニア、ザンビア、ガボンおよびアイボリーコーストが承認を与えた。著者は、分離主義は抑圧に対する正統な対応 (response) として正当化されてきたものであり、「もしも抑圧がなければ、国家の統一をそこなうようなトラブルを遂行しようとはしない」と考えることは論理的であると述べている。ビアフラに対するニエレレの基本的な基調は、あらゆる人民の基本的な生活権にあったとする。彼がビアフラを承認した以後、ニエレレがブラックアフリカで権威を失ったという徴候はない。1966年にビアフラは4つのアフリカの諸国にしか認められなかったが、他のアフリカ諸国は同情を示し中立の態度であったし、反対の態度の国もそれほど厳しいものではなかった。一般にアフリカ統一機構憲章やアフリカ諸国が分離主義に反対であるという神話にもかかわらず現実の事態は異なっている。そして、カタンガおよびエリトリアの分離の状況を考察して、アフリカ統一機構および大抵のアフリカの政府は分離権に反対しているものの、その拒絶の程度は誇大化されていると述べている。

第6章では「“Colonial”とは何であるか」の問題をとり上げている。多くのアフリカの指導者の目には民族自決は植民地支配からの解放を意味する。

国連やアフリカ統一機構では、自決権を植民地に制限することに大きな支持があった。自決は植民地に制限されるという人にとって「植民地とは何か」が問題となる。一般に大抵のアフリカ人は植民地を定義する際にエマーソン (Emerson) のいう「植民地主義の海水理論」 (salt-water theory of colonialism) を援用する。すなわち植民地とは本国から海水によって分離されている地域である。従って、アフリカでは例えば南部スーダンのアラブによる支配は植民地として見なされない。この「海水理論」は国連の公式の見解となっている。しかし、植民地主義に対する支配的な第3世界の立場はこの「海水理論」をさらにおし進めている。「海水理論」によれば、ジブラルタルやフォークランドのヨーロッパ人は自決権が付与さるべきであるが、国連の多数はそれを認めていない。また一方的独立宣言後のローデシアと南アの白人は本国を有していないので、エマーソンからすれば自決権が与えられることになる。またナミビアに対する南アの支配は植民地ではないことになる。しかし、国連やアフリカ統一機構がアルジェリアやローデシアのヨーロッパ人に、また南アのアフリカーナーに自決権を認めないのには人種的な面がある。すなわち、「反植民地的自決」 (anti-colonial self-determination) は、「有色的自決」 (pigmental self-determination) を意味する。このことは、白いヨーロッパ人支配からの有色人種の解放を意味し、スーダンやモリタニアにおけるアラブ人の黒人支配は一般に植民地支配とみなされない。ここに Emerson の salt-water の理論と Mazrui の言う pigmental logic の結合がある。このようにアフリカのナショナリズムが主にヨーロッパ人に向けられた反植民地主義の時代は民族自決についてコンセンサスがあった。しかし、独立後とりわけ1960年以降「アフリカ人によるアフリカ人に対する植民地主義」が問題となってくる。ソマリ人の指導者は大ソマリアの思想を反植民地的自決でもって正当化しようとする。彼らによればブラック・インペリアルイズム (black imperialism) が存在するという。1973年のソマリ憲法は、「植民地抑圧の下のソマリ領土の解放」をうたっている。ソマリアはアフリカ統一機

構の国境の不可侵性は植民国家には妥当しないとし、エチオピアは植民国家であり、ついでケニアもそうであると。著者はさらにエリトリアや南部スーダンの場合も考察して、植民地主義を「西側の国家と従属する非西側の人民の間の政治・経済関係」とする定義はもはや一般的に受け入れられなくなっていると述べている。ここで Michael Hechter のいう「内的植民地主義」(internal colonialism) という用語——彼はイギリスのスコットランド、ウェールズ、アイルランド支配の説明で用いた——と同様な形で定義が必要となるという。

第7章は「生存可能性、細分化および変更不可能性」(Viability, Balkanization and Irreversibility)の問題である。民族自決に関する一つの大きな問題は nation-state の大きさの適性規模である。プラトン以来政治学者において見解は対立している。Mazzini や Marx は大きな nation のみが民族自決権を有するとし、前者は大きな nation のみが一つの異なる使命を持つとし後者は一定の規模の市場と資本の集積をベースにした大きな nation のみが経済発展をなしうるとする。これに対して例えば Kant や Rousseau は自由と平等は大きな国で達成されるということを否定し、小さい共同体においてのみ意思決定は民主的になると主張する。分離権に反対する人達は、あらゆる人民に独立国家の権利を付与することは生存不可能な国を生み出すであろうとし、ミニ・ステイト (ministate) は自己を守る軍事力に欠け、その独立を意味のあるものにする政治的立場に欠け、発展する規模の経済に欠けるとする。しかし、小さい同質の国家は歴史上上手くやってくることができたという異なった見解がある。例えば、Dahl と Tufte の研究によると、サイズと経済的生存可能性と政治的存立 (survival) との間に相関関係はないという。国連はサイズの問題に関しては矛盾した態度をとっており、ピアフラ、カタンガ等では分離を拒否し、カメルーン、ソマリア、タンザニアのように他方では連合を歓迎した。しかし、面積や人口の小さい地域の自決を制限することに反対している。したがって国連はピテカーン、トケラウ、ニ

ウエ島の自決には賛成する。(しかし、人口のはるかに多いクルドや南部スーダン人に対しては反対している。)

また、アフリカの民族主義者は一般にアフリカのバルカン化を拒否する。バルカン化の概念には連鎖反応の要素が含まれているからである。さらにその反対の他の理由は、バルカン化は植民地主義をもち込むということである。例えば、1960年の「汎アフリカ人民会議」は「バルカン化は新植民地主義を恒久化する方法である」と宣言し、エンクルマやニエレレもアフリカがバルカン化されてはならないことを強調する。また *viability* の主張も分離に反対する人々によって主張され、「一部が分離すれば全体が存続できない」と主張される。他方現状を変えようとする人達は、*viability* の要因に反駁する。著者はヨーロッパにおいても第3世界においても、最近の歴史は大きな国から分離し、また解放運動を達成しようとする小さい *nation* にとって *viability* の概念はまったく無関係であることを示しているとし、大抵の独立や自決のための闘争は *viability* の主張と闘ってきたという。植民地主義の下では本国は植民地がなければ生存できないし、また植民地も本国なしに存続できないと主張した。反植民地主義は解放の主張の下に *viability* の主張を克服しなければならなかったとしている。それでは極端な場合2人だけの自決という場合も考えられるのかという問題が出てくる。著者は、植民地独立付与宣言はすべての人民に自決を約束しているが、しかしすべての人民が自決を保有するものではないとしてその限界を認めている。

さらに他の問題として、「変更不可能性」(*Irreversibility*)の問題がある。すなわち、いずれかの民族国家に属する人民の決定は変更可能であるのか不可能であるのか。著者は、もし変更可能性が秩序と安定のために否定されれば、一つの世代の自決は将来の世代の自決の否定を意味すると述べる。そして変更不可能性の理論は——それは現状の制度を固定化し分離を抑制し、国境の不可侵を確保することを目的とするものであるが——現状を求める者と現状を変えようとする者との間の対決を防止するものではない。アフリカに

においても例外でないとする。

第8章の「対立する原則」では民族自決の原則と他の規範との関係を考察する。民族自決権はどんな場合でも他の権利や原則に当然優先するというものではない。植民地独立付与宣言においても、民族自決の原則と領土保全の原則との矛盾がある。この2つの原則の衝突は現在のアフリカ諸国間に大きな問題を投げかけているとして、西サハラにおけるポリサリオとモロッコの状況を考察している。

また、自決権と衝突する原則として不干渉の原則がある。不干渉の規範は分離的自決に対する外部の支援と衝突する。Walzer は「奴隷化や虐殺」の場合には干渉を正当化する。著者は独立を求めて闘う分離主義者はそのようなことが行なわれたと主張できるとしている。さらに、民族自決の原則が国際の平和と安全と衝突する場合および自衛権と衝突する場合について触れている。

第9章は「二重基準の問題」について扱っている。「二重基準」(Double Standard)というものは、同じ扱いがなされるべき同じ事態に異なった基準を適用することである。第2次世界大戦中、チャーチルとルーズベルトは大西洋憲章で自決について規定したが、チャーチルはインドや植民地にその適用を拒否した。またインドはカシミールの自治を拒否したが、バングラディッシュの自決のためには闘った。パキスタンはカシミールの自決を主張したが、バングラディッシュにはそれを否定した。

アフリカでは自決の原則の適用に一貫性がない。例えば北アフリカ諸国はビアフラ問題でナイジェリアを支持した。また南部スーダンについてもアラブ諸国はアラブ・スーダンからの分離を支持しない。しかし、イスラムのエリトリアの分離については支持している。またアラブ諸国はエチオピアからのソマリア人の分離も支持している。この例にも示されるように「二重基準」が特徴的であるが、このことはアフリカだけでなく他の世界の場合においても同じであると述べている。

第10章は「要約と結論」となっているが、上記の内容の繰り返しであり、省略することにする。

以上の紹介にも示されるように、本書で注目されることは、民族自決権に関する種々の広範な問題点がとり上げられていることである。著者自身が述べているように特定の学問分野からではなく、学際的なアプローチを取る中でこれらの諸点が分析されている。本書の表題ではアフリカに限定しているが、自決権論一般をふまえる中でアフリ問題の考察が行なわれていることは本書の大きな強みである。

ところで、著者は自決の原則は一つの原則 (one principle) ではなく複数の原則(principles)からなるとして、自決権の区分・分類を行なっている。複数の原則と見るべきか一つの原則の複数の側面であると見るべきかは別として、自決権の具体的内容を分析しようとするその試みは重要であると考え。しかし、それらを *grand self-determination* と *small self-determination* の分類だけでなく、個々の自決(例えば *external, collective, political* 等の自決) の相互の関連性をはじめとする自決権全体の枠組の構築への試み(体系化)が望まれるところである。

また、個別の自決の中でも、著者は「集団的自決」(*collective self-determination*)と「個別的自決」(*individual self-determination*)とを区分しているが、後者の内容のより明確化が求められるところである。著者は後者を個人の基本的自由の保護と政治参加の権利にもかかわるものと説明している。人権は個人の権利であるに対して自決権は集団の権利であると従来一般に考えられていた。確かに集団としての人民が政治参加を求める権利は当然自決権に包含されようが、それとは別に人権として「個別的自決」が提起されているのであろうか。

また著者は分離権を是認しているようであるが、筆者はそれを肯定する実践例に欠如していると考えている。もちろん、バングラディシュのような成功例もある。しかし、この場合、東パキスタンは西パキスタンとの関係にお

いて「植民地的状況」にあったものとして、植民地支配に対する抵抗権としての自決権の場合の準用として考えるべきではないかと考えている。

しかし、本書の全体を通じて、現在アフリカが当面する問題を把握する上で本書の意義は非常に大きいと言えるであろう。

〔以 上〕